

第 1 8 回 三 番 瀬 再 生 会 議

議 事 録

日時 平成 1 9 年 3 月 2 3 日 (金)
午後 6 時 0 0 分 ~ 午後 9 時 0 0 分
場所 習志野文化ホール サンパデックホール

目 次

1 . 開 会	1
2 . 議 事	1
(1) 第 16 回から第 17 回までの再生会議の結果について	2
(2) 平成 19 年度千葉県三番瀬再生実施計画 (案) について	3
(3) 平成 19 年度三番瀬再生会議の開催日程 (案) について	3 4
(4) 報告事項について	
・三番瀬再生計画 (事業計画) の確定について	
・三番瀬において調査等を行う場合に必要手続きについて	3 4
(5) その他	3 5
3 . 閉 会	3 5

1. 開 会

三番瀬再生推進室長 定刻となりましたので、ただいまから第 18 回「三番瀬再生会議」を開催いたします。

本日は、宮脇委員から、所用のため欠席との連絡がございました。また、細川委員から多少遅れるとの連絡がございました。

なお、当初欠席という連絡がございました歌代委員、本木委員につきましては、都合をつけていただき、出席されております。

現在、委員 22 名中 18 名の出席をいただいております。設置要綱第 6 条第 5 項に定める会議の開催に必要な委員の半数 11 名を充足しております。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

- | | |
|------|--|
| 次第 | 裏面に委員名簿がございます。 |
| 資料 1 | 第 16 回から第 17 回までの再生会議結果 |
| 資料 3 | 平成 19 年度三番瀬再生会議の開催日程（案）について |
| 資料 4 | 千葉県三番瀬再生計画（事業計画）の確定について |
| 資料 5 | 三番瀬において調査等を実施する場合に必要な手続きについて |
| 資料 6 | 平成 19 年度三番瀬鳥類個体数経年調査業務における受託 N P O の募集について |

また、別綴じで

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 資料 2 | 平成 19 年度千葉県三番瀬再生実施計画（案） |
| 資料 2 - 2 | 平成 19 年度三番瀬再生実施計画（案）に対する意見及び質問 |

となっております。

また、各委員には、青いホルダーに入れて本年度策定した基本計画及び事業計画を置いております。こちらの資料は、今後、再生会議の際にお手元に置きますので、申しわけありませんが、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

これから会議に入りますが、会議の進行は大西会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

2. 議 事

大西会長 皆さん、こんばんは。第 18 回の再生会議を開催いたします。

はじめに、会議開催結果の確認を担当していただく方を決めます。

今回は、蓮尾委員と本木委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の主な議題は、第 16 回から第 17 回までの再生会議の結果について確認のため報告をしていただくこと、2 番目が平成 19 年度三番瀬再生実施計画（案）について、3 番目が平成 19 年度三番瀬再生会議の開催日程（案）について、それから報告事項として、三番瀬再生計画（事業計画）の確定について、三番瀬において調査などを行う場合に必要の手続きについて、それから「その他」です。この「次第」に沿って議事を進めてまいります。

(1) 第 1 6 回から第 1 7 回までの再生会議の結果について

大西会長 最初に、議題(1) 第 16 回から第 17 回までの再生会議の結果について、県に説明を求めます。

その前に、今日の議事の進め方で、今回は実施計画についてそれぞれ途中までしか審議できませんでしたので、残りの部分については文書で意見を出していただくということで、一定の期間を切って委員の方々に出していただいて、今日、それを私のほうで少し整理したものをお諮りするという格好で進めていくのですが、したがって、委員からの意見は基本的には文書で既に出されているという前提で進めますが、そうやって少し整理して進めるにあたって、議題(2) については、会場からの意見を最初にお伺いしたいと思います。つまり、実施計画について前回議論できなかったところについては、もし意見がある場合には、議題(2) の冒頭でお伺いしたいと思いますので、準備をお願いいたします。

最初に、第 16 回から第 17 回までの再生会議の結果について説明をお願いします。

三番瀬再生推進室長 それでは報告いたします。

議題(1) 第 16 回から第 17 回の再生会議の結果についてですが、第 16 回は前回報告が終わっておりますので、第 17 回ということで、資料 1 の 2 ページをお開き願います。

1 月 31 日に開催された第 17 回再生会議の結果でございます。

まず、再生会議第 2 期目の最初の会議でしたので、知事から委員や出席者等に対し三番瀬の再生の実現に向けて協力をお願いするとともに、会議設置要綱に基づき、会長に大西委員を指名いたしました。大西会長から会長就任のあいさつ後、副会長に吉田委員を指名いたしました。

県総合企画部高梨参事から委員全員を紹介いたしました。

次に、主に平成 19 年度千葉県三番瀬再生実施計画(案) について審議が行われました。その概要は以下のとおりです。

「 1 三番瀬再生のこれまでの経緯」ということで、15 回から 16 回までの再生会議結果について資料に基づき確認しました。

「 2 平成 19 年度千葉県三番瀬再生実施計画(案) について」。

県から平成 19 年度千葉県三番瀬再生実施計画(案) を説明し、このうち第 1 節から第 5 節の途中まで質疑応答及び意見交換が行われました。

主な意見は次のとおりです。

- ・各事業の計画期間内(5 年間) での位置づけ、スケジュールを明らかにしてほしい。
- ・実施計画上、予算額は全県や東京湾対象のものがあるが、チェックする段階においては三番瀬に限定した成果を報告してほしい。
- ・市川塩浜護岸の改修工事に関し、2 工区については、自然環境学習の場への影響を整理する必要がある。

という意見がございました。

会長のまとめですが、

- ・本日は、第 5 節の途中(市川市塩浜護岸改修事業) までで審議を打ち切り、継続審議とする。

- ・護岸改修事業のうち、1工区については準備をしてもよいのではないか。
 - ・次回の会議を効率的に進めるため、再生会議全体の意見として主張すべきと考える点について、事前に文書で提出してほしい。
 - 「3 平成19年度三番瀬再生会議の開催日程(案)について」、県から資料に基づき説明がございました。
 - 「4 報告事項」についてですが、三番瀬フェスタの開催について県から報告がありました。
 - 「5 その他」ですが、次回の会議は3月中に開催することになりました。調整の結果、本日、3月23日に開催しております。
- 以上でございます。

(2) 平成19年度千葉県三番瀬再生実施計画(案)について

大西会長 前回、第5章の途中までで、それ以後が今日の議題として残ったということであり、先ほど申し上げましたように、今の前回の議事の確認の中でも出てきましたけれども、再生会議全体の意見として主張すべきと考える点について事前に文書で提出していただきたいとお願いしました。かなりたくさんのお意見をいただいたものが、資料2-2で配付されております。資料2-2は、実施計画(案)の本文の修正を求めている意見と、再生事業の実施にあたってこういう点に留意すべきだということで、本文の修正ではなくて、これから本文に基づいて具体の事業が行われるに際して留意すべき点を述べた意見と、それから、これは私の判断ですが、実施計画の中身ではなくて、むしろ実施計画にとって上位計画である基本計画あるいは事業計画の中に書かれている事柄についての意見というふうに、大きく三つのタイプに分かれるのではないかと整理いたしました。その整理で、最初に「1 実質計画(案)本文の修正についての意見」、大分飛んで「2 再生事業の実施にあたって留意すべき意見」、最後のほうで「3 基本計画・実施計画において議論すべき意見」と整理したわけです。この点については、私が大きな項目を決めて全体を確認した後、事務局に具体的に皆さんにお配りしている表をつくってもらいました。

ということで、大きくりに分けたこれに沿ってこれから議論を。というのは、かなりたくさん御意見をいただいたので、一つ一つやっていくと今日中に終わらないのではないかと、ということを非常に危惧しましたので、ぜひ議論をして決着しなければいけないものと、例えば基本計画に関わることは、直接実施計画の場でまた議論し出しても、これはちょっと場が違うということで、それについては、もし議論すべきであるならば別な機会に議論するという整理をしたいと思って、こういうふうにしたわけです。

したがって、1が直接実施計画の内容に関わるので重要だということで、1、2、3の順で一応重要度をつけたということでもあります。

ということで、後でこのところは議論させていただきますが、まず、さっきお約束しましたので、実施計画、特に前回議論しなかった第5章の真ん中くらいから後、ここについて会場から御意見があればお伺いいたします。

発言者A 市川から来たAと申します。

私は、この再生会議で以前にも何回か会場から質問をさせていただいたのですが、残念

ながら、前回の1月31日のときには、大西会長から「会場での質問には答えないことになっている」という思いもよらない回答をいただいて、びっくり仰天したというか、どうなっているのだろうと思ったのですが、そのことは今日の中であれずとして、今日は、この前も質問したラムサールについて質問を申し上げたいのですが。

この実施計画(案)の20ページに、2に「ラムサール条約への登録促進」ということで、1と2と具体的に取り組むべき課題が挙がっています。これはここではもちろん読み上げませんが、この項目は、おそらくいいいますか、再生会議が始まってからもう2年以上過ぎたわけですが、一貫してこの範囲を全然出していない。僕はこの前も質問しましたが、県として確かに困難な状況があるというのはわかるのですが、どういう働きをしてきたのかということをお質問申し上げたら、実際は、ほとんど具体的な働きはできなかったというのか、しなかったというふうに僕は受け取りましたけれども、そういう回答でした。今日の委員の方のここに配付された資料をざっと見ても、このラムサール条約は全然取り上げられていないのですね。だけど、この再生と保全をしていく上で、県条例とラムサール条約というのは、二つの体制的な担保というか保証の重要な柱なのです。それにもかかわらず、漁業者も、大野委員がやっと参加していただくことになったという明るい点はありますが、ほかの漁業組合からは依然としてここに参加もしていただけていない。僕は、困難な条件があるから、県として、具体的に三番瀬の保全・再生を願う立場、進める立場からどういう困難な状況を打開すべき働きかけがあったか、そういう経過が皆さんの中に明らかにならなければ、この会議の鼎の軽重が僕は問われると思います。

ぜひ皆様方の真摯な御検討をいただいて、この貴重な干潟、三番瀬を守っていくための担保、制度的な保証に何らかの明るい見通しをつけていただくよう、重ねてお願いしたい。そういう意味で、意見といいいますか、お願いを含めて申し上げました。よろしく願います。

発言者B 習志野のBと申します。

先ほど大西会長から、3に入ると思うのですが、江戸川左岸流域下水道のことですけれども、基本計画になるものなので別の機会にと言われましたが、実際、この再生会議で一度も議論されておられませんので、ぜひ議論の中に入れていただきたい。委員のほうからこういった意見が出ておりますが、傍聴者からもそういう思いで今申し上げました。

大西会長 ほかに御意見はありますか。

予期に反してというか、最初に会場の方に振ったので、準備ができてない方もいるかもしれませんが。

では、また後でもう一回機会を受けたいと思います。

それから、会場の傍聴の方の意見をどういうふうに扱うか、なかなか難しいところもあるのですが、最初というのは今日が初めてだと思いますが、基本的には、大分前から、議論をやっている最中に質問タイムを設けて意見を述べていただいて、その後の再生会議の議論の中で、それぞれ踏まえるべき点については委員の中で踏まえていただいてまとめていくという、包み込むようなやり方をとってきたと思います。あくまで議論を直接戦わすのは委員の間ということで、今のようなやり方をとってきたと思います。委員が議論できる時間が残っている中でできるだけ会場の方に御発言いただいて、この再生会議の議論に生かしていきたいと思います。

以上でよろしいでしょうか。傍聴者の方からはございませんね。

それでは、この資料に沿って議論を進めていくのですが、審議に入る前に質問事項に対する整理の考え方を、もう一度県のほうから簡潔に説明をお願いします。

三番瀬再生推進室 御質問いただいたことに対する回答をさせていただきます。

資料2 - 2の17ページをお開きください。

計画全般に関する佐藤委員の質問にお答えを差し上げます。

質問の内容は、「この5年間、三番瀬会議にかかった事業費を、年度別に詳細に御報告願えますか」というものです。

「回答」のほうに書いてございますが、平成13年度から17年度の円卓会議、再生会議の開催経費。内訳としては、委員の皆様の報償費、旅費、会場・設備使用料等ですが、13年度が約200万円、14年度が1,986万円、15年度が3,189万円、16年度が255万円、17年度が435万円となっております。なお、13年度から15年度は円卓会議の費用、16、17年度は再生会議の費用と御理解いただきたいと思います。

大西会長 質問をいただいたものについて、県から返答してもらいました。17ページの「4質問」というところです。このコーナーについて、何か皆さんから御質問を。

佐藤委員 これだけを質問しているわけではございませんが、私も地元から経済団体の代表として出ておりますので、5年間、円卓会議から今日までやってまいりまして、どれくらいの総費用がかかっているのかなということと、私どもは浦安、市川、船橋から代表で出ておりますが、このまま先に進めていく状態が続けば、塩浜駅前の開発が大変遅れてきております。行政はもちろんのこと、協力していただいた地元の企業にも、経済損失は膨大なものがあるかと思えます。長引けば長引くほど、結論がだんだん見えなくなっていくような気がいたします。私が見ていると、三步出て四歩下がるというような感じで、いつどこでどのような結果が出せるのか。もしかしたら三番瀬再生は白紙になってしまうのかなと、そんな感じもいたします。ですから、ぜひ、何年度に大体完成して、この事業は何百億見込んでいるのか、そこら辺も聞きたいなど。質問事項の最後に出た細かいこれを知っているわけではございませんので。総枠でどのようなになって、いま現在どうなっているのかということを知りたいなと思って、質問を申し上げました。

三番瀬再生推進室 三番瀬の再生につきましては、皆様にも十分御協力をいただきまして、御案内のとおり、本年度に、基本理念等を定めた基本計画、さらに5年間の事業を定めた事業計画を確定させていただいたところでございます。今後は、御支援、御協力をいただきながら、この三番瀬再生計画を一步一步着実に進めてまいりたいと考えております。

なお、5年間の事業量は、事業計画でお示したということで御理解いただきたいと思います。

大西会長 これは見方が早い・遅い含めてあると思いますが、具体的に護岸の事業が始まっているということで、議論を踏まえて、特に円卓会議の時期の議論を踏まえて、具体的な事業に既に着手しているということであります。ただ、三番瀬の再生は、護岸の整備だけではなくて、水質の改善とか水環境の問題も相当大きな領域を占めて、これは時間がかかるし、何かするということよりも、自然の動きを見守るという面もあるということで、そういう意味では、ものをつくって建物を建てるという事業とは少し性格が違うということも我々は理解しなきゃいけないかなと思うわけです。

あと、順に説明をしてください。

河川環境課 18 ページ、張委員から質問がありました「検討委員会の多数意見であった捨石先行案でいいかと思います。……全体が完成するまで利用できないのか」という質問です。

それにつきましては、19 年度については、護岸の早期完成を図るため、両端部から捨石の先行をして行いたいと思います。なお、完成した区間については、順次できるような配慮を今後していきたいと思っております。

続きまして、佐藤委員からの「早急に護岸の安全性確保と言われますが、いつ頃までに完成できるか明確な答えがほしい」ということについてお答えします。

事業計画に基づき、当面、老朽化の著しい2丁目地先のうち約 900m間を先行させ、平成 22 年度頃を目途に完成したいと思っております。

三番瀬再生推進室 その下の自然再生に関して2点。

松崎委員からは、「環境学習の場として、塩浜多目的広場というところか」ということと、現況の把握、整備の計画ということですが、県の事業計画としては「自然再生(湿地再生)」という事業名にしておりまして、その場所は、御指摘のありました現在の塩浜多目的広場と言われている市有地の一部を考えております。自然再生、湿地再生を図るということで、それとあわせて三番瀬との触れ合いとか環境学習の場となるような検討をしていくものでございまして、現時点ではどういう整備計画になるかということはまだ定まっております。

同じく後藤委員から、「実施計画の検討の対象が塩浜護岸となっているけれども、船橋、浦安はどうか」ということと、あと住民参加、2点の質問ですが、自然再生については、事業計画で市川市の塩浜護岸部で取り組むということにしておりまして、19 年度の実施計画とすれば、いろいろ意見をいただいている自然再生の検討が急がれている塩浜護岸で具体的な検討・協議・調整を進めていきたいと考えております。19 年度は、主に行政機関を中心とした協議・調整をしながら中身の検討をしていきたいということで、再生会議には適切な時期に報告して御意見をいただきたいと考えているところでございます。

都市計画課 資料の 19 ページの下の方、実施計画の「三番瀬周辺区域における調和のとれたまちづくりの取組」について、後藤委員からいただいた質問に対する回答を説明いたします。

質問の内容は、昨年 11 月にいただいた答申の中で、1 次目標として提案いただいたお手元の資料に示されている二つの部分の趣旨からすると、実施計画の事業内容は「地元市と協議する」のみにとどまっているが、どのような参加の枠組みを考えているのか、また、答申では広域的な視点から地域協議の場の設置を挙げているが、これについて記述がないのはなぜか、というものでございます。

回答といたしましては、地元市では、市民等の意見を尊重しながら基本構想等を策定し、三番瀬周辺地域のまちづくりを進めています。このことから、県は、住民や地権者と広範囲の主体の意見を踏まえて作成された地元市からの提案を受けて、関係市との協議の場を設置しながら、広域的な観点から三番瀬周辺のまちづくりに取り組むこととしています。

大西会長 では、質問された方、これは議論に発展させるのではなくて、質問に対してそれなりの答えがあったのかどうかということで、もし何か御意見があればお願いします。

後藤委員 18 ページ下の「自然再生」のところですが、これに関しては、読んでみると、市

川塩浜は 19 年度もやりますよというお答えですが、必要があった場合に浦安、船橋については検討するかどうかは、いま明確にはお答えいただけなかったので、その点を 1 点お伺いしたいと思います。基本計画の中では、協議が整ったところはやりますよという話がありましたので、それとの関連をお教え願います。

それから、下のほうですが、多少意見が入ると思いますが、広域的な視点からの地域協議の場は、おそらく 3 市なり 4 市が一緒に集まって、「県はこういうことを三番瀬について考えているから、それについて各市も一緒に議論しながら進めていきましょう」というふうには読めないのですが、その辺をもう少しはっきりと教えていただければと思います。以上 2 点です。

三番瀬再生推進室 1 点目、事業計画の中で事業が可能になったものについては取り組んでいくというような書き方を第 1 章のところでしていますが、とりあえずいま現在は、19 年度の目標とすれば、塩浜護岸に集中してやっていきたいということで、浦安、船橋については長期的な事業かなというとらえ方を、当初、事業計画では整理しているところでございます。そういう中で、状況変化等があって取り組めるようになればまた別ですが、とりあえずは塩浜護岸の部分について突っ込んだ取り組みをしていきたいという考えを持っているところです。

都市計画課 後段の質問についてお答えします。

まちづくり事業につきましては、地元の理解を得て進めない限り、実質的になかなか進むのが難しいと考えております。実施計画の中にも示してございますように、今後、地元各市と協議して、協議の場についてよりよい形を検討してまいりたいと考えております。

松崎委員 私の質問ですが、「どのように整備なさるのか」と。「現時点では具体的な整備内容は定まっていません」ということになりますと、先ほど佐藤委員から出ましたが、不安になるということになると思います。ある程度の指針というか何というか、そういうものが全く定まっていないのか。ただ、あの辺が環境整備の場が変わるのだよという感じだけなのか。具体的に本当にあるものなのかどうか。明確なものがまだ出ていないのでしょうか。私も地元の人間ですので、ちょっと不安になるところがあるのですね。その辺は、具体的には、まるっきりないということでしょうか。

三番瀬再生推進室 その辺については、検討を開始した段階のところではございまして、具体的に言うと、「まだない」と申し上げていいと思います。ただ、タイトルのとおり「自然再生（湿地再生）」ということですので、どういう環境がいいのか、どういうものを求めていくのかということの検討は開始しているところでございます。例えばどんな施設をつくるとかという具体性のものについては、まだまだこれからの段階ということでございます。

倉阪委員 市川護岸を先行しているのではほかの市の話はまだ後だというお話ですが、これは県が出てくる意味は、広域的な調整をやってよりよいものができるから県が出てくるわけですね。例えば市川護岸の植える木をどういうふうにするのか、どういうイメージにするのか。例えば三番瀬というシンボルマーク的なものをつくるのか、それを護岸の整備にどういうふうにかかしていくのか、そういった話はおいおい浦安側でも船橋側でも同じようなイメージで整備をしていけば、より三番瀬として一体的に価値が高まるのではないかと。そういう各市を超えた広域調整によってよりよいものができるはずだということで、県が出てくれるはずなのです。実際、市川護岸ということで具体的な事業が進みつつあるわけ

ですから、そういった中で、関係市を集めてその中で議論をすることによってよりよいものが生み出されるような場づくりを県にお願いしている。ですから、市川護岸を先にやって、次に船橋をやればいい、次に浦安をやればといいということであれば、バラバラなものできて、結果的に県が出ていく必要性が地元市にとっても薄れてくるのではないか。一番はじめの段階で、アイデンティティというか、イメージづくりというか、よりよい物を追加するにはどうすればいいのかというのを関係市が集まって議論するような場を県がセットすることが必要ではないかと思います。ですから、順番としては逆かなと。市にとっても、こういう三番瀬の再生会議をやることによって何がいいことが起こるのかというのはわからない状態で参加していると思うのです。ですから、先にそういう場をつくって、こういういいことがあるのだと、ちゃんと市に対しても見せていかないと、なかなかうまくいかなくなるのではないかという気がするのです。そういった観点から、早めにそういう関係市が集まって、よりポジティブに何か新しいことができるようなディスカッションする場をセットしていく時期ではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

大西会長　　ちょっと中身に入っているような感じもしますけれども、今の該当する意見が1～3の中にないと思うので、質問に関連して教えてください。

三番瀬再生推進室　　今御指摘の点は非常に大事な点だろうと思っています。また、実際には、一方では市川塩浜護岸が急がれているというところもありまして、いわば予算を確保しているのは市川の部分だけということですの説明をしたわけです。

御指摘の三番瀬全体の見方というのは、自然再生に限らず大事な点だろうと思っておりますので、その辺についてはいろいろ留意しながらやっていきたいと思っております。

大西会長　　また議論の中でその箇所が出てきますので、ちょっと角度は違いますが、そのときに今の点を。これはあくまで19年度の実施計画を議論しているもので、19年度何をやるかということが書いてあるのです。そこで、今のような広域というか、市川以外のところを含んだ湿地再生というのはどういうふうに書けるのか、あるいはどういうふうに整理するのか、そこでもう一回議論したいと思っております。

質問について何か御意見のある方。

質問についてはよろしいでしょうか。

それでは、質問については以上といたします。

最初に戻りまして、「1 実施計画(案)本文の修正についての意見」に行きます。

御覧いただきますと、ここから5ページまでが具体的な修正を指摘している意見です。これについては、修正は具体的ですから、修正をするかどうか決めないと、受けとめる側、県のほうでも判断に困ると思っておりますので、再生会議の意見として答申するかどうかということを決めたいと思っております。

決め方は、全体の合意を見て会長が判断するという規約になっていますので、そういう格好でいきたいと思っております。

やり方としては、提案者の委員の名前が書いてありますので、最初であれば、竹川さんに簡単に意見について説明をしていただいて、皆さんから意見を求めたいと思っております。

それでは、最初の意見について、竹川さん、お願いします。

竹川委員　　最初の意見といたしますと、1ページの一番上のマスの中ですね。

大西会長　　竹川さんの意見を分解して、それぞれの項目に分けていますので、もしその分け方

が不適當であれば、それも指摘していただいて結構です。具体的にここをこう直すべきだと主張されたものについては、忠実に「意見」という中に入れてあるはずで

竹川委員　ここに意見として傍線が引かれた部分が付け加えられた内容です。三番瀬再生計画の実施段階で、やはり一番重要な点が、その実施計画が真の再生にどれだけ関わる意義のある再生になっているかどうかというバロメーターというのは、基本計画以降ずっと出てきております。特に塩浜前面の海域の中で、「猫実川河口域」と称されている部分の貴重な汽水的な海域の生態系をどういうふうに保全していくかというテーマだと思います。したがって、実施計画の中でその問題に具体的に触れたものでない限りは、実際の再生の実施ということには結びついていかないのではないかと

そういうことと、いわゆる土砂と水の海域への導入ということについて、やはり、基本的には事業計画の中でうたわれている一体的な自然のシステムとしての条件を確保しておくべきだと。要するに、導入と一体となった試験もやるべきである。

二つの問題とその方策についての指摘をここで付け加えておく必要があるのではないかとという点を、特にここで強調したわけです。

最初の1点はそういう点でございます。

大西会長　それでは、今の点について。

これは資料2-1の1ページ、お手元の事業計画の8ページに関わる場所です。一つの論点は、具体的な「猫実川河口」という表現をとるのかどうかということです。事業計画では具体的な固有名詞は挙げていなくて、「現在残る干潟的環境を保全しつつ云々」という表現にしているということであり

御意見ありましたら、お願いします。

三番瀬再生推進室　「猫実川河口域を保全しつつ」という言葉を付け加えたらという意見でございますが、御存知のように、猫実川河口域ですが、円卓会議案の中でも、三番瀬の種の多様性の維持という観点から重要であるという指摘もございました。また一方では、夏期には非常に環境が悪化して、底質環境がアサリなどの生物にとって棲みにくくなっているといった形で、評価も分かれているようでございます。

県としては、自然環境調査を現在もやっております。こういったものを通して科学的知見を積み重ねて、再生会議の意見をいただきながら慎重に検討したいと思っております。こういった形ですので、現時点でこういった形で実施計画の中に文言を入れるのは若干厳しいかなというふうに県としては思っております。

もう1点、「一体になって」ということですが、事業計画のほうでも、干潟的試験、淡水導入の試験に関しては、関連が深いということで歩調を合わせて検討したいと思っております。この二つは関連しながら検討を進めたいと思っておりますので、この点、御理解いただけたらありがたいと思っております。

大西会長　ここは事業内容に直接関わる場所ではなくて、いわば解説の文章なのですね。これから試験計画の検討、あるいは環境予測等の実施をやるということで、むしろ竹川さんが言っていることは、その検討あるいは環境予測等の実施の中で一つの論点になることではないかと私は思って、あらかじめここに書いてしまうと非常に先見的な感じになってしまうと思うのですが。いかがでしょうか。

後藤委員　実は事業計画の中で「現在残る干潟的環境を保全しつつ」という言葉があるので、

これは実施計画の中でも特別配慮すべき事項ですので、事業計画と同じ形でどこかに入れ込むのは可能だと思います。実施のときに十分注意してもらおうということで、「現在残る干潟的環境を保全しつつ」という言葉はどこかに入れ込んだらいいのではないかと思います。

大西会長 事業計画は上位計画ですから、実施計画の上に必ずついているのですね。それは大前提で、つまり事業計画にあることを全部実施計画に書かないと不安だということはこの際やめて、県は基本計画、事業計画までつくったので、当然それは実施計画の中に貫かれているはずだということで、重複を避けるということもお考えいただきたいと思います。文章上どうしても同じようなことが入るのは仕方ないですが、ここは事業計画に書いてあればそれはそれで当然それは守られるというふうに理解したほうが。そうでないと、全部書かないと不安だということになってしまうので。

今のは一般論を申し上げました。

ほかに御意見がありましたら。

竹川委員 補足をさせていただきますが、この場は再生会議ですが、実際に市川護岸改修工事に関わる環境の推移の調査であるとか、また生態系保全問題というのは、護岸検討小委員会の中で論議されているわけです。実際上の長時間実施に絡んだそこでの検討というのが再生会議よりもはるかに進んで、しかも具体的に詳細に勉強会も含めて行われているわけです。したがって、その場では主として河川関係の場面で、今いわゆる第2工区等の問題も出てきているのですが、その中で、基本計画以降、猫実川河口域の評価の問題がだんだんとトーンが下がり、姿を消し、しかもその代りに、土砂の投入の問題、ないしは今そこに出てきている生態系の問題についても、非常に海域が悪化しているからむしろ積極的に人工海浜なり、土砂を投入して、その干潟的な環境をむしろ再生させるという意味でつぶしていくと、そういう論議が主体になってきているのですね。そういう論議との見合いにおいて、この実施計画の頭で、円卓会議以降のそういった基本的な問題指摘を出しておいたほうが間違いないのではないかと。再生会議の任務としても、そういった問題指摘に対して御賛同を得られたらと思っております。

大西会長 ほかに意見がありましたらお願いします。

三橋委員 「汽水的海域」というのは、この文章を入れちゃうと、猫実川河口域だけに限るということになりませんか。唯一なんですか、そこは。その辺の検討というか判断が私にはわからないので、竹川さんにお聞きすることと、県のほうではどうお考えになっているのか。ほかにも汽水域はありますよね。

三番瀬再生推進室 汽水環境という定義がなかなかはっきりしていない概念で難しいところがございますが、海水の塩分濃度を30なら30とします。それよりも塩分が薄いような海域を汽水域という概念でとらえれば、猫実川河口域以外にも汽水域は存在していると思っております。

倉阪委員 私も、会長と同じように、ここの事業内容を先取りするようなことは書くべきではないと思うのですが、実施計画を認めてしまったら、あとこの点について再生会議が関与する場がなくなるというのも、ここは危ないかなと思いますので、私の意見の中では12ページの留意事項のほうに入っておりますが、三番瀬の環境に具体的に手を加える事業、ここの1節の1にも入っておりますが、それから前回の議論にありました目標設定に関する

る事業については、事業内容の進捗状況をこの再生会議に報告してもらいたいという留意事項をつけて今回の答申を出すべきではないかと思えます。

吉田副会長 汽水環境がどこまでかとか、唯一かという、あまり細かいところに入ってしまうと議論が対立的になってしまうかと思えますが、大事なところは、おっしゃりたいところは、おそらく、自然再生、この干潟的環境の形成とか、そういった話がいきなり創出という話ではなくて、自然再生推進法でも保全・再生・創出・維持管理といったものを全部含んでいるのだということが書かれています、そういったことを踏まえての竹川さんの御意見かと思うのです。そういうことを考えると、新たな議論になるような記述は避けて、先ほど後藤委員が言われたように、既に実施計画の中で書かれているような「現在残る干潟環境を保全しつつ」という言葉、これはもう皆さんで議論済みで入れているので、それを加えるのが一番妥当ではないかと思えます。

大西会長 まだほかにも論点がたくさんあるので、そろそろまとめたいと思えますが、この点は、護岸の改修をこの地域についても将来検討する可能性がまだ議論としては残されているということがあります。基本的に海域の保全ということは既に確認しているわけですが、具体的に護岸の改修と猫実川河口というのはどの範囲まで指すかということですが、その一部はバッティングする可能性もある。そういう点については今後議論しなければいけない。広くとらえれば、猫実川河口域というのは保全される対象だということですが、非常に局地的に考えると、今後議論が起こってくる可能性があるということで、精神としては確かに、「干潟環境の保全」、ここは重要なところですが、今言ったような具体の事業との関係でどう収めるかという議論は、今後出てくる可能性があるのではないかと思えます。

そこで、具体的に明示をせずに、意見がいろいろ分かれているので、文章をつくるのはなかなか難しそうなんだけれども、「干潟環境の保全」ということをここでもう一回3行のどこかに入れるということによろしいですか。既に確認している言葉だと。

それから、次の「導入と一体となった」というのは、ここに「導入と一体となった」というと文章が崩れてしまうので、「及び淡水導入の実験」と書かれていますので、これは原文どおりとしたいと思えますが、よろしいですか。

それでは、竹川さんの最初の意見については、文章については、夜ではなく昼、冷静な頭で再度考えたいと思えますが、キーワード「干潟環境の保全」という言葉をこの3行の中に入れることにさせていただきます。6行目のほうは変更しない。

二つ目、4ページ 10 行目「……その結果をもとに、科学的解明に基づき」という主張ですが、これも簡潔に説明をお願いします。

竹川委員 特にここで言うておられますのが、いわゆる水産基本法に則った単に有用水産物だけの問題ではなくて、もう少し広く含めた海生物、それも含めた海域環境の生態的な環境を保全することがひいては漁業の豊かな環境を保全するという意義を強調するために、これを置いたわけです。

大西会長 この点についていかがでしょうか。そんなに大議論する場所ではないと思えますが。

私の提案としては、科学的解明というのはちょっと文章が通らないので、「その結果から得られた科学的知見をもとに」というふうに直したいと思えますが。

竹川委員 それで結構です。

大西会長 原則としては重複しないということではありますが。そうすると、書くことがなくな

っちゃうところもあるので。

それでは、1ページについては以上です。

2ページです。

10ページに関して、後藤委員からの意見。お願いします。

後藤委員 10ページですが、産業排水対策ですが、この中には、事業計画にも書き込まれていますが、「排水量の多い事業所については、汚濁負量を自動測定するなど、異常な負荷の発生を感知し、緊急に対応できる仕組みを検討し、監視を徹底していきます」ということが書かれているのです。ところが、この事業計画の中では、それは1年目からは特に触れないということになっていますので。こういうことは最初の段階できちっと議論をしておくといいので、今年度から、検討をやったり、技術がどういうものがあるかという調査だけは書き込んでおいたほうがいいのかということ、ここでは、そういうことを調査・検討しますということをお文章として入れたらどうでしょうかという提案です。

大西会長 これについて御意見ありますか。

これは、そのとおり書き込むということではいかがでしょうか。

特に御意見がなければ。反対する理由もないということだろうと思いますので。

では、そのとおり書き込むと。

工藤委員 ダブリませんか。

大西会長 多少ダブるのはしょうがない。さっきのことと矛盾するのだけど。

工藤委員 そうじゃなくて、既に実施計画で「立入検査を実施します」と書いてある。そうすると、立入検査の内容というのが当然あるわけで、それにダブってしまうのではないか。

後藤委員 これは立入検査を実施しますということと、特に大規模な場合は、東京湾の中でこの間も問題になった会社がありますが、そういうところはきちっと押えるべきだろうということで、立入検査とは別にそういう仕組みをきちっとつくるべきだという議論で事業計画に盛り込んだはずですので。言葉はどうでもいいのですが、そういうことをきちっとやっついていかないと、知らないうちに流れていて、立入検査しないところが流しちゃったというと、三番瀬にとっても非常によくないことですので、そういう意図で事業計画に盛り込んだものですので、これはぜひ入れていただきたい。ダブるという想定よりは、むしろそういう新しい仕組みをきちっとつくっていくべきだという趣旨ですので、よろしくお願ひします。

工藤委員 今の後藤さんのはちょっと誤解があると思います。「特定事業場」とちゃんと書いてある。「大規模」というのは特定事業場のことなので、まさに同じことを言っている。

後藤委員 立ち入りしてみるというのではなくて、データの的にもそういう部分を今後やっておかないといけないのではないかという意味です。

工藤委員 大変申しわけないのですが、立入検査というのは、立入検査証というものを知事が出さなければならぬ。司法権が必要なのです。それに基づいて立入検査をするので、ただ単純に調査・検討ではないのです。ですから、はるかにもっと厳しいことをしているということになります。「立入検査をします」と言うと、やらなかったら、これは大変なことですけども。それさえきちっとやってくれば、立入検査権に基づいて検査をする、こういうことです。

後藤委員 ちょっと議論が分かれているようですが、汚濁負荷量を自動測定するとか、異常な

負荷が発生したときにそういうものを感知できる仕組みをきちっとつくっておけば、人為的なものではなくてそういうものがウォッチできるだろうということで、これは新しい枠組みの中の話になると思いますので、そういうことが可能なかどうかを1年目から検討・議論しておくことは必要ではないかということですので、できるかどうかはまた別問題ですが、事業計画に書き込みましたので、そういう部分については県のほうで調査・検討だけは開始しておいてください、そういう議論は1年ばかりきちっとやっておいたほうがいいのではないかと、という趣旨です。

大西会長　　今のは、実施計画で言うと、10ページの1ですね。

工藤委員　　1もあるし、発生負荷量の問題は2に「発生負荷量管理等の調査」とちゃんとあるのです。総量削減計画の進行管理がきちんと書いてある。ですから、総量削減計画というのはやらなければならない。これは第6次の実際にやらなければならない業務です。ですから、ここに書こうと書くまいと本当はやらなきゃならないのだけれども、やっぱり書いておかなければいけないということだと思います。

そういうことなので、調査・検討は当然やるわけですから、心配ないと思います。

倉阪委員　　立入検査であるとか汚濁負荷量データというのは、緊急時に随時入ってくるという性質のものではないわけですね。立入検査を随時やればそうですけれども。ですから、事業計画に書いてある自動測定であるとか、そういったデータを飛ばすような仕組みは、これは導入できるかどうかの検討開始であればこれは書いておく意味はあるのではないかと、いま書いてある事業内容とは被らないと思います。

工藤委員　　倉阪さんがおっしゃっているのは、要するに、この仕事のための指導内容。そういう技術ができてくれば、それを使って指導していく。そして設置を促進していく。それは当然やらなければいけませんよね。当然やらないと、これは行政は怠慢になってしまう。そういうことだと思います。

大西会長　　この趣旨について、書くということでもいいですか。

倉阪委員　　ここに書いてある内容ではカバーしきれないもう少し具体的なことを提案しているはずですから。IT機器などを使いながらデータを飛ばして、それで管理するということだと思います。それは導入できるかどうか、予算が多分必要な話ですし、それも含めて検討開始というのは書いておいていいのではないかと。立入検査であるとか、「指定事業場からの汚濁負荷量データ等を整理し」というこの文章だけでは、表現がし尽くされていない部分だと思います。

大西会長　　これは行政実務的なところもあるので、県のほうで見解を述べてもらいたいと思います。

水質保全課　　いろいろ議論が白熱していますが、まず、水質汚濁防止法の特定事業場で排出量の多い事業場、400立方メートルとかなり大きいのですが、その事業場については総量規制基準の遵守状況を自動測定する義務づけがされています。ただ、それは事業者自らの測定ですので、そのデータを行政が利用するとなれば、そのデータに対しての協定とか、そういうのを結ぶ必要があります。

あと、いろいろ委員の方のお話を聞くと、常時測っていれば何か起こることが予測できるだろうという話があるように思うのですが、水質事故を想定して自動監視を設けて、それを未然に防ぐというのはなかなか難しい。確かに事業水質の場合には、この連絡体制は

ありますので、県のほうに入ってきます。そのときに排水処理施設の緊急停止ができれば、それを指導するということになりますので。確かに、いま委員がおっしゃっているIT機器を使って電波を飛ばすというの、検討はできますが、どこまで実現できるかというのはこれから考えたいと思っています。

大西会長 結論は検討だから、先に出すということで。

清野委員 現実に水質事故はあったわけです。日本の名だたる企業がそういう事故を起こしたわけです。その一方で、三番瀬の環境再生とか、かつ食べ物を獲る漁場を再生しようという予算をつけているわけです。ですから、三番瀬をどうするのかというときに、二度と水質事故を起こさないとか起こさせないということに関して非常に不安があるわけですから、ここにきちんと書き込みたいという趣旨です。

今いろいろ水質汚濁防止法の話とか技術の話もありましたけれども、趣旨としては、現在の書き方のままだと、まだそういうことが再発するのではないかという不安があるので、もうちょっと具体的に書き込んでほしいということなので、そういうテレメーターで飛ばすかどうかということよりも、そういう事業者側から自発的にやるような仕組みにするとか、それが難しければ、もうそういう前科があるわけですから、それに対しての厳しい対応をするということかと思えます。

ちなみに、そういう事故を起こした企業が、経済的負担があるからそういうことができないと言ってきたことも過去ありましたが、現在はそういう業界は結構好調なので、これを機会に、この時期に東京湾で一番水質が悪いと言われるところに隣接するような三番瀬を何とかもう一度再生させていくということもあるので、書き込み方については、行政的にそういった意味を強く感じさせるような言い方をもうちょっと書き込んでいただきたいということです。

結論としては、後藤さんの提案の文案で私はいいと思いますが、単なる技術の話ではなく、事故を再発させないという意味です。

大西会長 それでは、これは具体的な文章がないので、後藤さん、具体的な文章を今からつくってください。

後藤委員 はい。

大西会長 もう一回議論して、その結果でそれを入れる方向で考えたいと思います。

それから、さっき誤解がありましたが、1ページのところで「科学的知見をもとに」と入れると言いましたが、これについて「重複しているではないか」という御指摘がありましたが、事業計画のほうは「これまでの調査で蓄積された」ということで、ここでは「18年度にやる調査の結果を踏まえて」ということなので、ちょっとニュアンスが違うので、重複ではないと思います。

修正内容は、さっきの確認のとおりです。

次に、13ページ、これは竹川さんの意見です。お願いします。

竹川委員 重要な問題だと思うのです。再生会議の役割の中で果たすべきは、環境の基礎的な実態がどうなっているかという点と、もう一つは順応的管理の点できちんとしたモニタリングができるかどうか。そういうことで、特に平成18年度につきましては、既にあれだけの予算をつけた基礎調査が、再生会議でそれを担当している環境評価委員会がノーマークの状況で平成18年度の調査が固まってしまった。したがって、再生会議の場として

平成 18 年度の環境基礎調査についての論議がほとんどなされずに、県主導の調査が進んでいったということ。結局、それを挽回すべく、平成 19 年度のために、環境評価委員会を通して再生会議のほうからその環境基礎調査の問題とモニタリングについての意見等が出されたわけですね。

特に平成 18 年度のときに指摘したのですが、この塩浜前面海域、「海域区分 1」と言ってもよろしいし、専門家会議では「猫実川海域」と言われていますが、呼び名はどちらでもいいのですが、その塩浜前面海域は平成 14 年度に全面的な定期的な調査を実施したわけです。これは、前にも再三話しましたように、5 年に 1 回の定期的な調査をするというのが再生会議での結論として出て、発表されたわけですが、したがって、本来であれば、平成 14 年度にやったわけですから、5 年後の平成 19 年度にきちんとした定期的な調査をすべきであったのですね。これが 18 年度も、さらに 19 年度もスポイルされて、19 年度は鳥の調査と魚類の調査に絞られてしまって、環境の基本的な基礎調査が後にずらされてしまった。そういう点を今まで指摘してきたわけですが、毎年度の調査の進み方を見ますと、おそらくこれは来年度についても予算絡みで事前に翌年度の調査の内容は固まって、それについて後追いで……。

大西会長　　ちょっと短めにお願ひできますか。

竹川委員　　したがって、そういう経過からしまして、ここで平成 18 年度、19 年度の調査の前に定期的な調査をやるということを前提にしたデータを尊重すると。そういう点を特にここで触れさせていただいたわけですね。

大西会長　　これは「環境基礎調査」というか、「自然環境調査」ですか、用語としては。「自然環境調査」でいいのですか。

三番瀬再生推進室　　「自然環境調査」で結構でございます。

大西会長　　自然環境調査をモニタリングに際して参考にするというのは当然のことだと思いますので、それは入っていないので、ここに入れるということにして、これは今やっている塩浜護岸改修事業に関連したモニタリング調査なので、その改修事業の影響が出そうなところについてやるというのは、これは言わずもがなというか、当然含まれていると思います。だから、特に猫実川河口の基礎データというところはここであえて書かなくていいと私は思いますが、いかがでしょうか。したがって私の提案は、御意見を踏まえて、「モニタリングにあたって自然環境調査を参考とする」を入れる。ということですが。

吉田副会長　　13 ページのモニタリング調査というのは、あくまでも事業モニタリング調査のことでして、三番瀬全体の自然環境の変化については、3 ページに書いてある三番瀬自然環境調査事業で行われている。竹川さんの御指摘としては、毎年毎年全部の項目ができなくて限定されているので、それは問題ではないかという御指摘かと思いますが、もし 13 ページに入れるとすれば、事業モニタリングの中にこの自然環境調査のことを入れ込んでしまうと話が混乱してしまうので、「・順応的管理」のところに「モニタリング調査結果、三番瀬自然環境調査事業等を基に」と入れるのが適切ではないかと思ひます。

大西会長　　「・順応的管理」のところに、「モニタリング調査・自然環境調査」というふうに並行して入れるということですか。

吉田副会長　　はい。

大西会長　　それでいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

大西会長 では、そういうことにさせていただきます。

次に、14 ページの、これも竹川さんですが、簡潔に説明をお願いします。

竹川委員 今の確認ですが、いわゆる「自然環境基礎調査」という名前は、一つの固有名詞として定期的な環境調査の基礎調査としての呼び名となっているのですね。

吉田副会長 環境基礎調査というのは環境省がやっている名前なので、そうではなくて、県がやっているものは三番瀬自然環境調査です。

竹川委員 そうですか。私はそれが連動していると思ったのですが。

では、それは別として、入れていただければモニタリングの中でも結構です。

14 ページですが、要は、護岸の改修工事だけでなく、いま一番重要なのは、特に市川市のほうでいろいろ検討がなされているわけですが、陸域側の湿地再生事業というところが、三番瀬再生の売り物と言うとおかしいですが、要するにアピールできる最大のポイントではないか。したがって、自然再生(湿地再生)事業ということについて言いますと、「塩浜護岸の改修に歩調を合わせ、市川市所有地とその周辺における『自然再生』が三番瀬の真の意味での『再生事業』であることに留意して」、要するに歩調が現在合っていないのではないかと。陸域側は5年間かけて討議する場を設けるという程度のことですが、実際に今行われているのは、護岸工事に関連して、すぐ北側のいわゆるまちづくりの可能性なり影響なりについて既に検討を始めているわけです。せっかくここで湿地再生の事業をするということがありますので、こういう形の表現を加えていただきたいと思います。

大西会長 それについて御意見を。

歌代委員 私がいつも言うように、人の土地の話はややくくなるから、こういう入れ方はしないほうが良いということです。

倉阪委員 人の土地はややくしいという話ではないのですが、逆に、「市川市所有地とその周辺における『自然再生』が三番瀬の真の意味での『再生事業』である」と、三番瀬の真の意味の再生事業をそこだけにしちゃっているのですか。もっと大きな話じゃないのでしょうか。だからこそ、県がこの場を構えているのです。さっきも言いましたけれども、もっと広く構えて、巻き込んでもっといいものをつくっていくというのが、三番瀬の真の意味での再生になるんじゃないでしょうか。

三橋委員 先ほどの猫実川河口と同じような形で、特定した場所を言っているんじゃないと思うんですよ、14 ページの3の部分。自然再生というのはあの場所だけしか考えないのかということになりませんか。これは猫実川河口と同じような狭義な部分に入り込んであるような気がするのですが。可能性のあるところはほかにもいっぱいあると思うんですよ。あえて特定な場所を挙げる必要はないと思います。

大西会長 ここは塩浜護岸の改修に関連して述べているところでもありますので、文意としては似たようなことを言っているということもありますが、こうやって書くと、限定されすぎると、かえってストーリーは歪んでしまうということなので、原文どおりということで行きたいと思います。よろしいでしょうか。

蓮尾委員 おっしゃられたように、よその土地であったり、再生の全体を縮小させてしまうというのはよくないと思うのですけれども、「歩調を合わせて」だけでもちょっと生かしたいなという気はしたのですが。「歩調を合わせて」という言葉だけ入れる分には、別に意

味を狭くしたり、よそのことに口を挟むことにはならないのではないかと。

大西会長 文章の中に「塩浜護岸の改修や地元市と協議・調整を図りながら」と入っているので、これはそういう意味以外には取りにくいと思います。「歩調を合わせる」という言葉は、確かに使っていないけれども。

清野委員 私も蓮尾さんの意見に賛成です。今の原案だと、けっこう矮小化するほうに行ったときの歯止めがないかなという気がします。これは自然再生と連動しているからこそ、ある程度事業の進捗が早かったり、レベルの高い護岸になっているので、自然再生と連動していない場合は、胸壁というか、壁になるような対策があったということは、やはり覚えておいていただきたいと思います。ですから、自然再生と連動するからクオリティの高い護岸の構造にしているということも含めて、そういうことをにおわすような形での連動ということは必要かと思います。コストだけ考えたら、本当に防災事業のみでしたので。

大西会長 言っていることはわかるのだけれども、そういうふうに書いてあるんじゃないですか、まさに。

清野委員 市川護岸の委員会の議論を聞いていると、ちょっと不安だなという気がするので。背後地も含めたゾーニングなんだと思うんです。

大西会長 14 ページを読んでいただくと、そういうふうに書いてあるんじゃないですか。「塩浜護岸の改修や地元市と協議調整を図りながら」と書いてある。

清野委員 何となく、全体性というか、そういう背後地も含めた全体像がわからないのですが。

大西会長 そういう意味が書いてあると思います。具体的に湿地再生については、いずれきちんとした議論が行われていくだろうということで、これはこれで非常に重要なことで、それが護岸の形状と関連を持つということも既に確認しているところであるわけです。

趣旨としては、いま議論されていることが原案に含まれていると思いますが、いかがでしょうか。

では、これはこういうことで、変えたくない、原案でいいというのが過半数だとは確認できませんけれども、少なくとも「変えよう」というのが過半数ではないので、原案を生かすということで行きたいと思います。

次に、3 ページの一番上をお願いします。倉阪委員です。

倉阪委員 これは読んでそのままですが、18 ページの「三番瀬パスポート制度」。はじめの2行に「地域住民や漁業者、NPOなどと協働を図ることが必要です」と書いているので、関係者へのヒアリングなど、ヒアリングだけじゃなくてさまざまな働きかけということだと思いますが、地元住民とNPOも付け加えるべきではないかということでございます。

大西会長 これは、そのほうが文意がはっきりするという意味で、提案どおり直すということではよろしいでしょうか。

では、「地域住民、漁業者、NPOなど」というふうに挿入することにいたします。

次も倉阪委員です。

倉阪委員 20 ページですが、「……条例の制定に向けて、既存法令との関係の調整等に取り組みます」と。既存の法令との関係調整を考える際には、やはり「条例案の検討をし」というのが先に来ないと調整もできないので、おそらく私の意見のように「条例案を検討し」というのを挿入するほうが文意がはっきりするのではないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

大西会長　　そうすると、1、2、3の前に「1 条例案の検討」というのを入れなければいけないということですね。

倉阪委員　　違います。上から4行目のところ、「……条例の制定に向けて、」の後に「条例案を検討し、既存の法令との関係の調整等に取り組みます」と。下の1、2、3はそのままでいいと思います。

大西会長　　ここには「条例案の検討」は要らないですか。

倉阪委員　　要らないです。

大西会長　　だけど、条例案がわからないと、条例に関連する関係法令はわからないんじゃないの。

倉阪委員　　入れられるようだったら入れてもいいですが、そうすると、県のほうがさらに青い顔になるんじゃないかと思えますけれども。

大西会長　　でも、検討するについては、条例案の検討ぐらいしないと。何をつくるかわからなければ、資料収集もできない。だから、条例案を検討するのは当然のこととして含まれていたのじゃないかな、意識として。どうですか、県の起案者として。

三番瀬再生推進室　　おっしゃるとおり、この検討の前提としては条例案の検討というのは当然含まれておりますので、挿入することについては、そのほうが文意がはっきりすると思えますので、特段、私どもとしても特に反対するということはありません。

大西会長　　1、2、3に追加してもいいということですね。

三番瀬再生推進室　　そういうことで御理解いただいて。

大西会長　　それでは、これは、はっきりさせるという意味でそういうふうに。一応こちらも提案してありますが、県のほうでそれを受けとめて整理するという作業は、いずれにしても要る。

では、ここは倉阪案を生かして修正することにいたします。

次に、竹川さん、21ページ。

竹川委員　　国際シンポジウムの件です。

これまで県が独自に国際シンポジウムをやった経験もありますし、それ自体、別に悪いことではないわけです。しかし、やはり、いわゆる三番瀬再生に絡んだ国際シンポジウムというのは、住民参加があればあるほどさらにいいわけですから、県が今回企画されている、いわゆる生物多様性国家戦略でしょうか、おそらくそれに絡んだ企画かなと想像するのですが、そういった政府サイドの発想を県が国際シンポジウムという形でやることのほかに、国際シンポジウムというものを市民のほうで企画するというのは相当の努力と資金的な問題その他苦労してやるわけですから、単に県のほうの国際シンポジウムをやるということだけを打ち上げるだけでなく、同時に、市民側が企画したこういう国際シンポジウムについても県が応援をする、ないしは積極的に後援をしていく。そのいい例が、4月にシンポジウムがありますから、そういう……。

大西会長　　大体それで尽くしてありますね。ありがとうございました。

今の21ページの「三番瀬再生国際フォーラム開催事業」というところに関連しての修正の提案ですが、ここは、文脈から、県の事業について述べているところなので、ここに県以外の主体がやるものについての支援というのは位置づけ的に入りにくいですね。次の22ページに「三番瀬再生活動への支援」というところがあって、地域住民・県民が参加

して取り組んでいく、あるいはNPOが実施するシンポジウム等への県の補助というのがここで書かれているので、具体的にどうこうというのはこれからの事業の中でやっていくわけですからここでは書けません、つまり特定のシンポジウムを支援するかどうかというのはここでは書けないでしょうが、枠としてはここで尽くされているのではないかとということで、県が自分でやるのが21ページ、県が補助するのが22ページということで、竹川さん提案の「環境NGOによる国際シンポジウム」というのは、まさにNPOなどが実施するシンポジウムということによろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

竹川委員 県のほうが550万円ですか。市民のこういった事業に対する再生支援事業が200万円。金額的な問題だけではないですが、その場の中で扱っていただければ結構です。

大西会長 ちょっと意味がわからないけれども、私の提案でいいということですね。

竹川委員 はい。

大西会長 はい、わかりました。

それでは、これは原文どおりで、22ページでこの趣旨は読めるということです。

次は、22ページの後藤さん提案です。お願いします。

後藤委員 22ページの「4 三番瀬再生活動への支援」ですが、僕は、三番瀬の再生というのは非常に息が長い運動なので、県民運動まで持っていくということであれば、これまでの2分の1補助という形はおそらくなじまない部分があるのではないかと考えています。そういう部分でやっていくのも結構なのですが、県民運動にしていくためには新しい枠組みが必要だと考えています。いろいろところで里親制度とかアドプト制度とかあるので、県民みんなが何となく気楽に参加できる部分はぜひ必要で、そうじゃなくて、2分の1出さないとできませんよということでは、おそらく市民は引いてしまうのではないかとニュアンスがあるので。今年度の事業は事業でいいのですが、新しい枠組みを、ぜひ。環境団体とか市民も集まってネットワーク的にできるようなものを。少しやり方を変えればもうちょっと県民運動に結びつくという方法の検討をどこかに入れておいていただきたいというのが趣旨です。

大西会長 つまり、補助金を出すタイプだけではないもの考えるということですね。

後藤委員 そうです。

大西会長 これについては、おそらく趣旨としては、予算は書いてないけど、三番瀬再生クラブの設立とか、再生キッズ育成事業とか、この辺なのかなと思います。

まず、県のほうの見解を。

三番瀬再生推進室 県民運動の重要性というのは、私どもは十分認識しておりまして、その辺で事業計画にも盛り込んでございますが、三番瀬再生クラブや三番瀬キッズという新しい仕組みづくりにも取り組んでまいりたいと考えておりますので、この辺を今後より具体化していく中で、県民運動の仕組みということについてもあわせて協議させていただければと考えております。

吉田副会長 後藤さんのように、「半額出す、半額用意しろ」というやり方が今の日本全国的なものの中でどうなのかという評価はあると思うのですが、今まで県がやってきたやり方で、例えば三番瀬フェスタはじめ、まるまる委託という形でやると、委託としてお金は半額じゃなくて全部だけれども、県のほうで依頼した内容でやらなければいけないですね。そういうものに対して、自主的な提案で、そのかわり対等でやろうという形に一步前進し

たのかなというふうに私は見ているのですが、そういう評価もできないでしょうか。

倉阪委員 私は、確かに別なやり方もあるだろうということで、再生クラブ、キッズという枠組みでみんななくくれるかどうかという話もあると思いますので、例えば「三番瀬再生活動への支援」の2段落目のところに、「県が補助する制度を創設するなど、三番瀬再生活動への支援を進めます」と、ちょっと含みを持たせておいたらいかがでしょうかというのが私の提案です。

三橋委員 今の部分ですが、「三番瀬フェスタ開催事業」というのが22ページの3にあるのですが、過去3年間やってきた。後藤さんもそうですが、大野さんとか竹川さんとか、会場にいらっしゃる方も含めてかなり多くの方たちがやってきたわけです。それを2分の1の中でやっていくということになると、今まで3年間やってきたことの検証が先なんじゃないの。そんな気がするんですよ。

それと、2分の1だけだと、そこに参加できるNPOというのは、ちょっと偏ったものになる危険性があるのかなと思います。ですから、あとの4と5、全部ひっくるめて、もうちょっと中間的な考え方が取り入れられればいいのかと思います。

大西会長 中間的というのは……。

三橋委員 場合によったら全額支援でもいいでしょうし、場合によったら2分の1でもいいでしょうし、そういうことです。

大西会長 中間じゃないよね。

三橋委員 中間じゃないね。ごめん。ボキャブラリーが少ないものですから。(笑い声)
言いたいことはそういうことです。

大西会長 全額支援という制度はやめようということですよ、趣旨は。

三番瀬再生推進室 全額を県が出すということではなく、吉田副会長おっしゃるように、従来は委託という形で行っておりまして、どうしても県の趣旨とかそういうことを踏まえてやっていただくというのが必要でしたが、補助金になりますので、NPOの皆さんの自主性をできるだけ尊重していく中で行っていけると考えております。ただ、補助金ですので、額的には2分の1の支援になります。

後藤委員 僕は何を言いたいかというと、補助金というのは、その年には出るけど、次の年には出さないよということは十分あり得るわけですね。200万がいきなり100万になるケースも十分ありますし。そういう部分はそういう部分でいいと思います。自主的にやっているところが出す。

実は、フェスタの事業は、例えば人件費を入れれば、倍になるんですよ。みんなボランティアでやっているわけですから。一つの仕組みではなくて、新しい仕組みもぜひ検討する対象にして、幾ら入れろということではないのですが、そういうことを市民と行政が一緒になって検討していかないと、いつまで経っても同じことを繰り返していくような気がしますので、これはこれでいいのですが、そういう検討をぜひ。下のクラブとかキッズの中で覆えない部分があると思うのです。もっと市民が幅広く参加したいという場合には、そういう仕組みをもう一度検討してくださいということを、僕は意見として書いています。今いろいろな仕組みが出てきています。里親制度もそうですし。継続的にやる場合は、どうしても補助金だけですと1年単位で切れる可能性がありますので、県として例えば5年間続けるものだったら、少額でもいいから5年間続けていくという新しい枠組みをつくら

ないとうまくいかないのではないかと考えていますので、そういう仕組みも考えますということを入れてくださいということです。こういう制度を入れるということではありませんで、ぜひそれは検討に入れていただければと思います。

大西会長 何を検討に入れればいいのか。

後藤委員 住民なりそういうものが県民運動としていくための新しい枠組みの検討を行います、ということをごどこかに入れてくださいということです。

大西会長 なかなか難しいね。

新しい項目を起こさなければいけない。

何を検討するのか。補助金が特につかない予算措置がないのは5で受けとめる。幅広い内容ですね、再生クラブというのは。県民参加で再生を進めるための組織ですね。

具体的にちょっとイメージが……。つまり、あまり一般的なことは、おそらく事業にしにくいのだろうね。

清野委員 市民活動の中で継続性を考えたときに、もうちょっと自主財源が必要ではないかと、あるいは、後藤さんがおっしゃったみたいに、短期には集中してつくけど継続できないのを改善すべきであるということで、ちば環境再生基金のようなものの三番瀬版とか、あるいは活動したものがきちんと積み立てられて、10年とかそういうスパンでものを考えられるような制度が今まで議論されてきたかと思います。今のフェスタ支援、クラブキッズという中だと、どうしても長期的な自主財源みたいなものがないので、できたら新しい項目をつくっていただくか、あるいは、活動基金の組織の検討とか、基金面での担保を検討する枠組みを、「5 三番瀬再生クラブ」の中でも結構ですので、入れていただけたらと思います。

三番瀬再生推進室 まず、三番瀬再生支援事業ですが、三番瀬の事業は御案内のとおりPDCAサイクルで行いますので、来年度やらせていただいて、その結果については、当然、再生会議にまた報告させていただきます。その場合に、この制度の問題点とかそういうものも明らかになってくると思いますので、その場合は制度の見直しというのは十分可能であろうと思っております。今回御提案しているのは来年度の実施事業ですので、来年度やってみた中でいろいろな問題が出てくれば、当然それは改良していくべきものだと思います。

それから、再生クラブにつきましては、御案内のとおり、事業自体が再生クラブをどのような形で立ち上げていくかというのを検討していく段階ですので、その中でいろいろおっしゃるようなことを検討の対象にしていくというのは、十分可能だと思います。

また、県民運動というのは、三番瀬にとって、来年度の実施計画というレベルではなくて、それ以上に非常に重要な問題であろうと思っておりますので、改めて県民運動のあり方そのものを再生会議の場で来年度なり御議論いただくということがよろしいのではないかと、県としては考えます。

後藤委員 清野さんの御提案の、5の中に一言そういう「新しい枠組みを検討します」ということだけ入れておけば、その中で一緒に議論していただければいいので。それが一番落としやすいかなと思っています。

大西会長 検討は、この再生会議で議論すればいいのだから、提案することはできますよ。

後藤委員 要するに、どういう枠組みができるかということをご県として調査・検討して、その枠組みをある程度やらないと、ここで幾らそればかり議論しても……。

大西会長 再生会議で議論すべき事柄だということなんでしょう。それは実施計画に書かなくたってできる。実施計画は県がやる事業ですよ。これは県の実施計画だから。

実施計画で「再生会議で議論する」と書くの。それはおかしいんじゃないの。

後藤委員 では整理しますと、県が県民運動にしていくとき、三番瀬に関しては県がイニシアティブを取ってやりますよと言っていますので、そういう検討を総合企画部企画調整課の中でやっていただいて、要は再生会議というのはそれを受けて意見を言う立場ですので、まずコアの部分で県がやる気がないと、実施計画で書き込んでこないと動かないという点がありますので、ここには「県民運動にするための新しい枠組みを検討します」とか「調査・検討します」で結構ですから、その一文を入れていただければいいということです。

大西会長 再生会議は、自ら意見を述べるができるのです、県に言われなくても。そういう所掌事務が入っているのです。今の県民運動というか広がりをつけていくということは非常に大事なことなので、これはかなり重要な事項として議論する価値があると思います。

木村委員 どういう文章を入れるかではなくて、習志野市では、谷津干潟でいろいろ催し物をやっているわけです。そういうときに、三番瀬の問題は一切出てこない。そういう面では、県民運動も輪が広がっていくというのが大事なので、例えば習志野の谷津干潟祭に三番瀬の問題をどうしたら提起できるのかとか、大きく言えば県民運動に入るのでしょけど、輪を広げていくという観点でやらないと、文章だけに終わっちゃうのかなと僕は思います。

大西会長 それは5に書いてあるんだね、そこまでは。

木村委員 書いてありますが、具体的にそういうことが今までなされていないのかなと思って発言したんです。

大西会長 なされてないから、書いてあるんですね。

木村委員 そういう趣旨をくんで、もし文章を入れるのだったら、「輪を広げていく」とか、「少しずつやっていく」と。そういうことが大事かなと思いました。

大西会長 「多くの県民や企業の参加のもとで三番瀬の再生を進めることが必要です」と。そしてこういうものをつくろう、この中身はこれからです、と。

木村委員 ただ、今まで文章で終わってしまっているのかなと思って、発言しました。

大西会長 それはPDCAサイクルでチェックするということだと思います。

ここは、まさに今言われたことは重要なことなので、テイク・ノートして再生会議で議題にするということでお許しいただきたいと思います。

大分時間を経過しましたので、少し速めて、まず5ページまでたどり着きたいと思いません。

それでは、竹川さん、24ページの2行目、簡潔に説明をお願いします。

竹川委員 東京湾沿岸域の自治体との連携等は当然重要なのですが、中で、「三番瀬再生」という先進的なテーマを掲げた千葉県が、いわゆる「主権千葉」というスローガンのもとに今まで数年間やってきたわけですが、その中で千葉県らしいイニシアティブと問題提起ということで、この再生会議の成果をその中で普及していくという観点が特に重要なのではないかと。どちらかといいますと、東京湾全体の問題というのは、上の国家的な立場から問題が出されてきた生い立ちがあるのではないかと。したがって、そういう広域なテーマを掲げることは重要なのですが、その中で我々千葉の気概といいますか、少しでも先進的な住民参加と、情報公開という手法も含めた役割をここできちとうたっておく必要がある。

そうしませんと、ズルズルとこちらの主体性を失っていく危険があるのではないかという意味です。

大西会長 趣旨はよくわかります。ただ、実施計画（資料2-1）の1ページの冒頭に「県では、再生計画に基づき、県民、地域住民、漁業関係者、NPO、国、地元市など多様な主体と連携・協働し」云々と書いてあるので、ここで書かれていることは大前提というか、冒頭に書かれているということで、一々「基本計画」を書き出すと、どこに入れてどこに書かないかということで大変なので、ここでは、冒頭にあるということで、特に「基本計画」をここに入れないということでいかがかと思います。趣旨は反対するものではありません。

次、倉阪委員、お願いします。

倉阪委員 大きなところは、「検討します」という言い方ではなくて「進めます」のほうがいいのではないかと。意見交換とか交流といった話ですから、「検討します」はちょっとないんじゃないかなということです。25ページの5に「各種シンポジウムなど」と書いてありますので、具体的な事例として三番瀬再生国際フォーラムというのをせっかく県がやられるのですから、ここで再掲しておいたらいかがでしょうか。これはサジェスションです。

大西会長 文章上の問題等もあると思いますが、「検討します」を積極的に書くということはよろしいのではないかと思います。

では最後、竹川さん、お願いします。

竹川委員 これは、各計画の体裁をどういうふうにつくるかということですが、どちらかといいますと、実施計画は、事業内容がズラズラと並べられてきて、予算がついた。しかも、再生会議で論議した以外のいろいろな事業が予算含みで並んでいる。そういう感じで受け取られると思います。したがって、今までの全体の流れの中で実施計画というのをうたいあげる必要があるのではないかと。そのために、年度の実施計画ではありますが、非常に広範な、特に今回の場合は広範なものになっていますので、その辺、俯瞰的にわかりやすく位置づけ理解できるように整理して、前文を入れてあらましを付けていただきたい。そういった趣旨です。

大西会長 これは特に修正ということとは少し違うと思いますので、県のほうで、県民にプレゼンをするという観点から意見があったら。

三番瀬再生推進室 19年度の実施計画は、あくまでも再生の理念や目標等については基本計画であらわしています。さらに5年間の具体的な事業をあらわした事業計画も策定してまして、この事業計画に基づき19年度に実施する具体的な事業を定めたものですので、独立したものではなく、基本計画、事業計画、実施計画と三つの計画が三段階に組み合わさっているということからいたしますと、前文で改めてまた理念なりを論ずるということではなくて、できれば県といたしましては、19年度の実施計画については非常に実務的に事業をあらわすという形でやらせていただきたいと考えております。これだけ読むと前文が非常に短いと思いますが、何度も申し上げますが、あくまでもこの上には基本計画と事業計画があるというのが前提ですので、その辺を御理解いただきたいと思います。

大西会長 基本計画、事業計画、実施計画という流れなので、実施計画については事業が具体的に述べられているというのがむしろわかりやすいと思いますが。

吉田副会長 可能であれば、可能と思うのですが、「三番瀬再生計画（事業計画）」の5ページ

に「第1次事業計画期間（平成18年度～平成22年度）における再生の目標と主な取組」という図がありまして、三番瀬再生計画案から議論して再生の目標が五つも書いてあるし、それに続く第1次事業計画期間の再生の目標も書いてあるし、取り組みの具体的な項目も書いてあるわけです。一番右側に「今回はどれだ」というふうにマルでもページでもつけていただければ、今どこをやっているのかということが非常にわかりやすい。これ1枚つけていただくだけでも、全体の中で今どこをやっているのだということがわかりやすいと思うのですが、いかがでしょうか。

三番瀬再生推進室 県民の方にわかりやすく表であらわすということは必要だと思いますので、その辺は、県としても御指摘いただければちょっと工夫はしてみたいと考えております。

大西会長 内容の修正ということではないので、それはわかりやすくするという観点でお願いしたいと思います。

以上、具体的な修正箇所、これは私が具体的な修正箇所があると判断したものについて、整理いたしました。

もう一度確認したいと思います。

1ページに戻って、ここについては、文章は後で考えますが、「干潟的環境保全」という文言を原文に対して入れる。猫実川河口というふうには限定しないということです。

竹川さんの二つ目については、「その結果から得られた科学的知見をもとに」という文章を入れる。新しく挿入するのは「科学的知見をもとに」です。

2ページ、後藤さんの意見については、これは後藤さんに文章をつくってもらって、それを。

今、できていますか。

後藤委員 タイトルというか、「異常な汚濁負荷を感知するシステムづくり検討」。

大西会長 どこに入れますか。

後藤委員 3ですね。あと細かい言葉は専門家のほうにお任せします。

大西会長 では、そういう趣旨で答申をする。

次の竹川さんの意見については、「順応的管理」のところに「モニタリング調査・自然環境調査結果等をもとに」というふうに「自然環境調査」を入れるということです。

下の竹川さんのは、これは入れないということで、原文のままです。

3ページの上、倉阪委員のものについては、このとおり変更する。

二つ目、これについてもこのとおりにして、「条例案の検討」というのを項目として立てる。

三つ目の竹川さんについては、ここでは原文のままで行く。ここは県の事業を書いているということです。

下については、県民運動ということなので、これについては、今後、再生会議で議論していくという確認をして、来年の事業についてはこのままでいく。

4ページ、一番上の竹川さんの意見は、冒頭にも書いてあるので、基本計画はここでは繰り返さないということで、原文のまま。

二つ目は、「進めます」に直して、文章の続き具合ですが、具体性を持たせるという観点から、「三番瀬再生国際フォーラム」を入れるということも考えてもらう。

最後の竹川さんの意見については、前文は入れずに、表等を作成してわかりやすくする

ということで対応したいと思います。

以上がまとめです。

あと 30 分程度ですので、6 ページ以降は少しやり方を変えて、ここは私としては、再生事業の実施にあたって留意すべき意見が 6 ページから 12 ページまでであると理解しています。ここについて、留意すべき意見なので、県として留意できるのかどうかということ、意見への回答という格好で通して整理してもらえますか。

三番瀬再生推進室　　まず 1 番の「行徳湿地再整備事業」につきましては、これまでの整理が必要、再生会議に報告がなされていないという御指摘ですので、来年度、再生会議に報告してまいりたいと考えてございます。ですので、後藤委員の言い分に沿った形で県としても対応してまいりたいと考えております。

「三番瀬自然環境調査事業」については、張委員の意見ですが、「19 年度は生物調査のみであるが、その他の気象や水温等の調査を行うべき」ということですが、これにつきましては、19 年度も生物調査のみ行うと同時に、気象や水温等ここに書いてある事項についてもあわせて調査するというので、御意見のとおり対応することは可能だと考えております。

「生物多様性の回復のための目標生物調査事業」ですが、後藤委員の意見ですが、これにつきましては、広く関係者の意見を聴くための仕組みづくりを県としても検討してまいりたいと考えております。

7 ページの「藻場造成試験」ですが、これについては担当課から説明申し上げます。

漁業資源課　　後藤委員の、アマモの特性やアマモが育成する環境条件を整備する必要があるということと、またコアモ調査も追加すべきと、この 2 点ですが、まずアマモの特性や生息環境の条件については、これまで県が行ってきた生息環境等の試験調査である程度整理されております。具体的には、第 6 回三番瀬漁場再生検討委員会の資料として、その要約が県の三番瀬のホームページに掲載されておりますので、御覧いただきたいと思っております。

コアモモにつきましては、事業計画の中では対象外となっております。

三番瀬再生推進室　　第 4 節の「水・底質環境」全体ということで、竹川委員から「市民参加の状況などを加えていただきたい」という御意見をちょうだいいたしました。

住民参加は三番瀬再生の基本原則ということで、基本計画の推進体制の中にも位置づけている大事なことと考えています。ただし、個々の事業や進捗状況、またもろもろの状況によって、それを実施する具体的な方法とか時期はさまざまな形となっております。そういったことから、年度単位で住民参加の状況を取りまとめて再生会議に報告するという形にできればいいと考えているところです。

水質保全課　　合併浄化槽の普及の関係で、後藤委員から、設置場所の制約があるので、公共地や道路などへの設置は可能かどうか議論をして、その調査の実施も入れてはどうか、という意見です。

浄化槽の道路等への設置については、道路管理者の許可を受ければ、現在でも設置は可能となっております。ですから、改めて調査の必要はないと考えております。

三番瀬再生推進室　　7 ページ、後藤委員から、「三番瀬周辺の県の管理する小河川等再生の検討」で早めに整理・検討を行うことが必要という指摘をいただいておりますが、19 年度については、ちょっと準備ができずに、19 年度実施計画には入れてございませんが、20

年度の実施計画には位置づけて検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

続きまして8ページ、市川塩浜護岸の改修事業ですが、佐藤委員から「人の命が大切か、微生物が大切か、よく考えてほしい」という意見をいただいております。これにつきましては、県民の生命・財産を守るということは県の重要な責務でございます。また、人の生命か微生物か。両者は相反するものではなく、三番瀬の再生という中では、この両者の両立を図って三番瀬の再生を進めていくことが大切であろうと、県としては考えております。

三番瀬再生推進室 湿地再生に関して二つ、趣旨的には同じだろうと思っておりますが、浦安、船橋についてということで、先ほども説明しましたように、19年度の予算として措置しているのは市川塩浜護岸に限っているわけですが、留意点ということで、三番瀬全体を考えるべきだということですか、常に可能性を追求するといいますか、可能性のあるものは常に意識していくということはおもった意見だろうと思っておりますので、実施計画として19年度調査の中に「浦安、船橋」と明記することはあれかもしれませんが、そういうことも認識するということが大事だろうと思っております。

住民参加については、とりあえず再生会議に報告するという形をとって、ある段階で具体的に事業が進捗する中で住民参加のあり方も考えていきたいと思っております。

都市計画課 8ページの一番下の欄、「第6節 三番瀬を活かしたまちづくりの節全体に関わる事項」についてお答えいたします。

三橋委員の意見ですが、この意見につきまして、1点だけ県のほうから申し上げておきたいことがございます。御存知の方も多いかと思いますが、景観法に基づく計画の策定、条例の制定等は、景観行政団体が行うことになっております。関連各市の状況としては、浦安市、市川市、船橋市が景観行政団体となっており、習志野市も景観行政団体になる意向を示しております。このような状態になっておりますので、県が直接に景観法に基づく条例を提案するということが、地方分権の問題等がありまして難しいことと考えておりますので、その点について御配慮をお願いいたします。

次に、「三番瀬周辺区域における調和のとれたまちづくりの取組」に関わる後藤委員の意見ですが、先ほどの質問に対する回答の中で説明しましたが、さまざまな主体の参加の枠組みについては地元市が取り組みを行っておりますので、これを尊重しながら、県は広域的な観点から地元市と協議・協調していくこととしております。

三番瀬再生推進室 9ページの藤本委員の意見、「環境学習・教育の節全体に関わる事項」ということで、「地元を知り、愛する心、自然を愛する心を育む」と御指摘いただいておりますが、貴重な意見ですので、この意見を踏まえて、引き続き、環境学習については現在でございます環境学習施設等検討委員会の中で検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、「三番瀬の再生・保全・利用のための条例の制定」について、藤本委員から「瀬戸内法を参考とした規制を設ける」という意見がございますが、先ほど申し上げたとおり、条例案をいま検討しているところですので、その中でこのような意見も踏まえながら条例案を検討してまいりたいと考えております。

「インターネットなどによる情報発信」につきまして、藤本委員から御指摘をいただいております。10ページですが、「社会的に積極的に再生計画をアピールし、県民、国民に強く関心を持ってもらえるように工夫したい。中長期的観点から、世間的に注目される指

標、数字などを発信する」という意見をいただいております。広報を展開していく上で非常に貴重な意見ですので、実際に広報を行う中でこのような意見も踏まえながら広報を進めてまいりたいと考えております。

次に11ページですが、「国・関係自治体等との連携による広域的な取組」ということで、「東京湾行動計画との連携」に関わりまして、行動計画について情報等を再生会議や県民に対して提供が必要であるという意見ですが、これにつきましても、適宜、再生会議のほうに御報告申し上げていきたいと考えております。

次に、11ページ、計画全体に関する意見ですが、佐藤委員から意見をいただいております。「再生事業が三步進んで四歩下がっているようにしか見えない。三番瀬再生は白紙にしてしまうのか。明確な答えをお願いしたい」という意見ですが、先ほど申し上げましたとおり、県としては、本年度、基本計画、事業計画を策定したところですので、今後、一步一步ですが、皆様の御協力と御支援をいただきながら着実に三番瀬の再生をこの計画に基づいて進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

11ページの後藤委員の「5カ年の事業計画の1年目の実施計画なので、5年間の中での位置づけ、各事業のプロセスとゴールの整理が必要ではないか」という意見ですが、非常に重要な問題で、県としても、県民の方に各事業の5年間のプロセスをわかりやすく示すことは非常に重要であると考えておりますので、ぜひ、その示し方について検討し、できれば来年度、三番瀬再生会議に県としての案を提案したいと考えております。

同じく11ページ、「全体として、担当部署は書いているが、住民参加や徹底した公開が各事業の中でどうなるのか、書かれていない。特に住民参加を各事業の中でどうするかを明確にすべきである」という御指摘です。当然のこととして、徹底した情報公開と住民参加は三番瀬再生事業を進めていく上での基本ですが、個々の事業により住民参加についても、事業の性質、進捗状況を踏まえて必要なときに行ってまいりたいと考えております。なお、情報公開や住民参加の状況については、私ども総合企画部として、その結果を取りまとめ、どのように各事業で住民参加や情報公開が具体的に行われているかというような状況を私どものほうで取りまとめ、来年度、再生会議に御報告申し上げたいと考えております。

12ページ、倉阪委員の意見ですが、1番、「個々の予算措置がされていない事業についても、一般事務経費を用いるなどして、着実に事業の実施を図ることとすべきである」という意見ですが、これは非常に貴重な意見ですので、私どもも事業を進めていく中では、必ずしも個別の事業費が計上されていないものもございしますが、御指摘のように一般事務費等を活用するなどして、着実にその推進を図ってまいりたいと考えております。

また、2番として、「東京湾全体、全県を対象といった形で掲載している事業であっても、当該事業の実行に当たっては、三番瀬の保全・再生にかかる効果を念頭に置きつつ行われるべきである」という意見ですが、これにつきましては、御指摘のとおりですので、当然三番瀬の実施計画に挙げている事業は三番瀬再生というために行っていますので、「三番瀬の再生にかかる効果」というのを当然念頭に置いて進めるというふうに考えております。なお、実施結果につきましては、全県や東京湾を対象とした事業についても、その事業が三番瀬においてどのように行われたかというのができる限りわかるような形で報告はしてまいりたいと考えております。

次に、「三番瀬の環境に具体的に手を加える事業、三番瀬の再生の目標設定に関する事業については、事業の内容や進捗状況を再生会議に報告しつつ行われるべきである」という指摘ですが、これにつきましても、御指摘のとおり、三番瀬に具体的に手を加えるような重要な事業や目標生物の設定等重要な事業については、その進捗に合わせて来年度も再生会議に御報告申し上げたいと考えております。

以上でございます。

大西会長　そこまでが2にくくったところです。「再生事業の実施に当たって留意すべき意見」というふうに整理いたしました。

いま県から回答してもらったので、それについて、質問した委員から重ねて意見があれば承りたいのですが。

全体を進めるために、それをやる前に、最後のコーナー、13 ページから先が「基本計画、事業計画において議論すべき意見」で、ここで議論するのは適当ではない、既に事業計画、基本計画に書いてあったり、そこに対する反論というか異なる意見で、実施計画レベルで議論すべきことではないと整理したものが3にあります。それについて、県の見解を述べてもらいます。これは私がそういうふうに整理しているので、私の説明よりは個々逐一述べてもらうことにします。

1 番については、さっき言ったように、直すところは答申の中に書き込みたいと思います。2 番については、いま県が答えたことが議事録に残りますので、それをもってやり取りを終えたい。つまり、答申には書かない。皆さんに異論があれば別ですよ。異論がなければ。3 番についてもそういうふうにしたいと思います。だから、ここで県の答弁で満足すれば、それは議事録の中に書かれると御理解ください。答申案の中には書かないということです。

それでは3 番について、これは基本的には基本計画、事業計画レベルの話ということですが、これについてお願いできますか。

水産課　竹川委員の意見の中で、「漁場環境の概念として……水産物資源を広くとらえる必要がある。ハゼ、ギンポはもちろん、アオサ、オゴノリ、ムラサキガイ、カキ、タマキビなども挙げたいと思います」という御意見ですが、御存知のように漁場としての環境の再生を今やっているところですので、その対象となる生物としては、漁業者が漁獲の対象としている生物が第一義的なものとなってまいります。したがって、うちのほうでは、漁場再生委員会の中で、漁業者委員にも入っていただきながら、専門家委員の方たちにも入っていただきながら検討を加えているところです。まず、この中で緊急的に取り組んでもらいたいというものがノリであり、アサリであり、あるいは流れという形で出てきておりますので、この辺についていま現在検討を加えているという状況です。

下水道課　「江戸川左岸流域下水道について、再生会議において検討すべきだ」という竹川委員の意見ですが、江戸川左岸流域下水道は三番瀬再生計画の事業計画に既に位置づけられており、答申もいただいているところです。下水処理水が三番瀬の海域などに影響を与えないようにと検討しておりまして、三番瀬再生計画の目指す方向と合致するものと考えております。

河川環境課　14 ページ、市川市塩浜護岸改修事業について、竹川委員から「基本断面にとらわれずに多様なバリエーションを検討したらどうか」という御指摘ですが、19 年度の工

事は捨石工事のみであり、バリエーションにつきましては、現在、護岸検討委員会のほうでも次回に検討することになっておりますので、ここに改めて言わなくてもわかるのではないかと。

三番瀬再生推進室 中段の「自然再生」ですが、これにつきましては、「自然再生（湿地再生）事業」ということで、確か事業計画のときにも、湿地再生も含むもう少し広い意味での自然再生の事業ということで御議論いただいたかと思っております、県としてもこのままでよろしいのではないかと考えてございます。

水質保全課 竹川委員の「国、関係自治体等との連携による広域的な取組」の意見ですが、「広域施策の中には、三番瀬再生事業というよりも、一般施策と考えたほうがよいものがある。別のくくりとしてはどうか」という意見です。事業計画において、これについてはもう整理が済んでいると考えております。

三番瀬再生推進室 15 ページの点ですが、これについても、基本的には事業計画の段階で議論をいただいたという認識をしております。そういうことで、根本的にさらにという話であればまた別の機会があるかもしれませんが、基本的には事業計画の段階で議論いただいたと認識しております。

三番瀬再生推進室 15 ページの「計画全般に関する事項」の竹川委員の意見ですが、「市川塩浜護岸改修事業や漁場再生事業など、既に取り組んでいる事業、先発事業について、千葉県環境重視の先進モデル事業として、海岸法や水産基本法、さらに『新しい国家生物多様性国家戦略』の理念を追求するものであると位置づけるべきである」という意見ですが、三番瀬再生事業そのものが私どもとしては全国的にも誇れる千葉県の自然再生の先進的な事業であると考えておまして、実施計画において特定の事業のみを先進モデル事業として位置づけるということは、私どもとしてはちょっと不適當ではないかと考えております。

三番瀬再生推進室 16 ページ、竹川委員から、第一には「海を狭めない」、第二には「現存する干潟・浅海域を保全・保護することを基本方針として書くべきである」といった意見でございます。基本的には、海を狭めない、現存する干潟・浅海域を保全するという理念は、基本計画において位置づけている重要なことと考えております。ちなみに、今回の実施計画案は、こういった基本計画と事業計画に基づいて具体的な事業を定めたものと考えておまして、当然、基本計画のこの理念を受けて進めていくものと考えております。

大西会長 ありがとうございます。

私はさっきから間違いをしまして。これは実施計画ですので、諮問・答申という手続ではなくて、三番瀬の再生・保全・利用に関わる重要事項として、知事の事前説明に対して意見を述べるという範疇に入ります。したがって、ここの再生会議でまとめるのは、答申文ということではなくて、意見をまとめているということです。意見として文章にして提出するというのが、さっきの1番に関わり確認したことです。2番と3番については、もしさっきの県の説明でよければ、議事録ベースで対応する。もしそれについて意見として載せるべきだという意見がありましたら、あるいは県の説明に対して異論があるということでしたら、意見を述べた方に意見表明してもらおう。

まず、2番、6ページから12ページまでお願いいたします。

後藤委員 8ページの「自然再生（湿地再生）事業」についてですが、市川市は19年度やって、浦安とか船橋はもうちょっとゆっくり考えますよという話ですが、いま浦安市のほう

でも、一生懸命、三番瀬側に土地を確保しようとしています。環境学習施設も一応つくる形で検討されていて、おそらくその勝負が今年度ついてしまうような状況ですね。ですから、県企業庁の土地もあるのですが、そういうのはうまく県のほうで市と一緒にってコーディネートしていただかないと、後に回しちゃうとダメになっちゃう場所というのは結構あるので、もうちょっとしっかりした考え方を持っていて、そういう場所があるところは、土地がなくならないうちにぜひ突っ込んだ話をしてほしいと思います。

浦安市では、「浦安市民会議」というのが動いていまして、三番瀬は非常に大事な場所ですので、そこでも市民からかなり要望が出ています。ですから、「次に回すよ」という話になると、多分、そう言っているうちに終わってしまうことがありますので、市のほうも努力していますし、市民のほうで要望がありますので、県としてもぜひ真剣に考えていただきたい。

これは意見として申し上げます。

倉阪委員 2点あるのですが。

1点は、三橋さんのところで、地方分権だからなかなか市に意見が言えないよという話があったのですが、これは条例の話かと思いますが、基本的なスタンスとして、広域的な調整が必要な案件だから県がこういう場を設定して議論しているのだということ、ちゃんと市民のほうにも具体的に伝えるように。具体的な成果として、例えば市が共通で使えるようなマスコットをつくるとか、シンボルマークをつくるとか、そういう具体的なものを生み出すような協働作業を市のほうと始めていてもらいたい。23ページの例えば「三番瀬再生の広報に係る標語・図案等の検討」、もう実施計画に載っていますので、こういったものをできる限りいろいろな市が使えるように、実際に生かされるような形で、市を巻き込んでやってもらいたいなど。

ちょっと今日気になったのは、浦安と市川はなぜここに出ていないのかよくわからないのですが、誰かいらっしやらないのですか。こういった議論をしているのに、誰もいないのですか。

(傍聴席にて浦安市の職員挙手)

倉阪委員 そこに座っていないのがちょっと気になったのです。代理でも座っておかれたほうがよろしかったかなと。

市川市は誰もいらっしやらないのですか。

三番瀬再生推進室 出席予定の方が急病という連絡が入って、急遽欠席、そのように聞いております。

倉阪委員 傍聴席には市川市の方はいらっしやるのですか。

(傍聴席にて市川市の職員挙手)

倉阪委員 いらっしやるのであれば、わかりました。

三番瀬再生推進室 代理出席の件につきましては、私どものほうで十分調整ができなかったということでお詫び申し上げまして、倉阪委員おっしゃるように、代理であっても席に着いていただくように、次回からは配慮したいと思います。

2点目、本日の結果につきましては、いらっしやらない各市については、県のほうから結果については当然お知らせする。本日は、私どもの運営がうまくいっていないということで、今回はお許しいただきたいと思います。申しわけございません。

三橋委員 倉阪委員の話と関わってくるのですが、景観について、私の記憶では、円卓会議でも再生会議でもあまり議論していないと考えています。市川市は既に景観条例を決めました。船橋がもう策定に入っていますし、ほかのところもそうだと思いますが、こと三番瀬に関しては各市バラバラな景観条例だとおかしくなるのではないかとということで、実は数日前、後藤委員と一緒に三番瀬フェスタの報告を兼ねて担当の都市計画課へ行って、こちらの考え方を述べてきました。何らかの動きをしていただけると期待しています。

それともう一つ、後藤委員からあった合併浄化槽の件ですが、私は確か前々回の会議で発言したと思いますが、その後、三番瀬に関わる市の合併浄化槽の問題について調査しました。小型化が進んでいまして、今までとは違った形での普及が可能かと思います。ただ、小さな敷地の中に置く場合には、道路とか公共用地とか、もしくは何軒かで一緒ということになると、従来の補助金の枠組みではない検討が必要だと後藤委員はおっしゃっているのですが、そのとおりだと思います。道路の中に埋めると、自分の宅地の中に入れるよりはるかにお金がかかります。そんなことで、これを進めるのだとしたら、その分についての補助金の枠組みの検討をぜひやっていただきたいと思っています。

清野委員 水産行政のほうにお願いですが、今日のお答えにもありましたように、漁場再生についてはホームページを見てくださいますとおっしゃっていただくのも結構なのですが、あまりに資料が膨大だということで、やはり重複した議論がありますので、今後、1回、再生会議向けにエッセンスのところを取りまとめた報告をいただけたらと希望します。別組織であるということは承知していますが、やはり連動するものですので、ほかの関連する事業もエッセンスを御報告いただいていますので、そのようにお願いできればと思います。

倉阪委員 一番はじめに会場から「ラムサール条約についてきっちりやってほしい」という話がありましたので、委員から話をしないと向こうに伝わらないようなので。

ラムサール条約について、私は、実施計画に書いてある内容をきっちり目に見える形で。上の事業計画の段階で具体的にその話をしたと思いますが、留意点で意見として述べていると思いますが、目に見える形でぜひともこちらのほうをやっていただき、この結果報告の段階では、こういう成果があったということが見えるようお願いしたいと思っています。

後藤委員 景観とかまちづくりについてですが、三番瀬再生というのはもう県の看板になっているので、各市のほうに任せていますと言うのですが、大きな枠組みの「三番瀬のそばはこうあってほしいのだ」ということは出して、その中で市とすり合わせをしながらやらないと、結局、浦安市は浦安市でこういう整備がなされ、市川は市川でこういう整備がなされ、船橋は船橋で、習志野は習志野でなっちゃったら、全部バラバラですよね。だから、少なくともこういうことだけは、例えば歩いて行けるようにしようとか、景観も含めて、そういうのは県のほうでかなりポジティブにやらないと、このままだといろいろな景観が並んじやって結局統一が取れないということになるんじゃないかと、ちょっと心配していますので、ぜひ県の方も御努力いただいて、景観も含めてぜひ本格的な議論をやっていただきたいと思っています。

大西会長 2番について、今御意見が出た以外のところについては、県の答弁が議事録に残るのでいいということだと思います。

いま出た意見、幾つかありましたけれども、意見書の中には、特に県が果たす広域的な調整が、湿地再生、景観で出てきましたので、これを取りまとめて書く。湿地再生と景観

について言及しながら、県の広域的な調整、市との連携を入れるということではいかがでしょうか。具体的にどこをどうするというのは、これから県がやっていくということです。意見としてそれは必要だということにしたいと思います。

いかがでしょうか。

吉田副会長 湿地再生というのは、具体的にまた環境教育施設などと結びついていますので。

大西会長 ということで、いわば精神としてそういうことをぜひ進めて具体的な行動に移してくださいということにしたいと思います。

2番についてはそういうふうにとめます。

3番については、特に発言がありましたらお願いいたします。これは事業計画、基本計画のレベルの話で、ここでは特に意見を出さないということではありますが。

竹川委員 3の中で、私の意見がすべて基本計画、事業計画に類する話であって、実施計画の中では検討対象外なのだと決められてしまっているのですが、今までの実施計画の論議の中でこういう問題が具体的な問題として出てきております。例えば現在の生態系問題、塩浜護岸の前面海域の問題につきましても、既に、カキだけではなくて、タマキビ等その他、かなり大量に専門的に取っていかれる方もいるわけです。それはある種漁業の対象になる水産物ではないのしょうけれども、国によってはそれは貴重な食糧資源としていろいろな形で利用されているということがありますので、そういう問題も、生態系の中での食物連鎖その他、あそこの海域の多様な生態系の中での位置があると思います。そういう点でもひとつテイク・ノートしていただきたい。

それから、湿地再生の問題で、19年度の論議の中でも、18年度の論議の中でも、小規模な再生事業のテストをやろうという話もあったのですね。事実、検討小委員会の中でも具体的に検討していますよという話も出てきた。それが、粗朶であれ、杭であれ、そういう問題もすべて完全に姿を消してしまっておりますね。これも基本計画、事業計画の問題としてではなく、今のバリエーションの一つの形として十分検討できる問題。事実、そういう中にも盛られているわけですが、いわゆる小規模な護岸の一つの試験的な問題としてきちんと位置づけていただきたい。

それから、あちこちに話がありますが、江戸川左岸の下水処理場の問題ですね。これは単なる大雨時に海域を汚すという問題だけでなくて……。

大西会長 竹川さん、意見表明ではなく、さっき言ったような格好でまとめたいと思うので、それに対する意見を述べていただくと前に進めるのです。

竹川委員 いま言った話は、いわゆる実施段階の問題として論議していたのに、これが実施段階の中で取り上げられずに、すべてこれは事業ベース、基本計画のベースの問題だということ。

大西会長 そうじゃなくて、今のケースについては事業計画に述べられているということを答弁したのですね。

それから、今までのところで、粗朶と護岸のバリエーションについては検討すると。ただ、19年度は捨石工事なので、バリエーションが出てこないということです。今後については、これから検討していこうと。それは既に決まっている。今のところについては、今後の事業については出てくる可能性があるというか、当然我々は議論していく点です。

竹川委員 まだその辺が必ずしも……。

大西会長 19年度の実施計画について意見を言うわけですから。

竹川委員 19年度の実施計画の中には触れられていなかったけれども、20年度の中ではちゃんと入れるということを説明されたわけですか。

では、一応そういうふうに理解をしておきます。

それから、いわゆる第二湾岸の問題も、事業計画の中には入っておりませんが、三番瀬再生の中での大きな環境変化を来す問題です。これも、既に再生会議の場でも具体的な検討の状況があれば……。

大西会長 質問の中に入っていますか、今の点は。

三番瀬再生推進室 まことに申しわけないのですが、第二湾岸道路は、実施計画においても県としては今回位置づけてごさいませんので。第二湾岸道路の議論は、実施計画の議論としてされるのは……。実施計画にそもそも入っておりません。

大西会長 竹川さんの質問の中にはあるのですか。ないんじゃないですか。

時間が来ているので、先へ行ってください。全部についてコメントせずに、これだけは位置づけを変えてもらいたいというのがあれば、それをおっしゃっていただきたい。

竹川委員 江戸川左岸の下水処理場の問題が出てきましたので、これは今まで第二湾岸と並んでこの再生会議では取り上げなかったという経緯がありましたので、今それを申し上げたわけです。

大西会長 江戸川左岸については、事業計画の26ページ、「5か年の目標」で江戸川左岸流域下水道の処理人口、普及率のさらなる向上というふうに書いてあります。私も江戸川左岸流域下水道については意見を持っていますが、事業計画にはこういうふうに書いてある。認識は少し違うと思います。

竹川委員 その問題は、再生会議の中で今までの論議を含めて出てきた問題ではなくて……。

大西会長 事業計画の中に書いてあるのだから。事業計画の26ページ。

竹川委員 わかりました。一応事業計画の中に触れられているということですから、実施計画の中にも当然入ってよろしいということですね。

大西会長 事業計画の中に位置づけられているから、実施計画の中に出てくる。逆に、やらなければいけないということですね。

竹川委員 わかりました。以上で結構です。

大西会長 それでは、時間も迫ってきておまして、今日は年度の最後ですので、今日実施計画に対する意見を取りまとめたいと思います。文章の細部については御一任いただきたいと思います。先ほど第1番目の項目については確認いたしました。2番目の項目については、県・市の連携という趣旨で、具体的に景観問題、湿地再生については環境学習施設等も入れ込んだ格好で表現するというので、もう一つ足すという内容で意見をまとめて、できれば私と吉田さんで整理をして、皆さんに、特に関係の方に回覧して確認したいと思います。2週間くらいかかると思うけれども、よろしいですか。概ねの内容はすぐ伝わりますけれども、最終的に意見をまとめるという意味で。

三番瀬再生推進室 来年度の実施計画ですので、できるだけ県は早期に確定したいと考えておりますので、できるだけ早めにいただければと思います。よろしく願いいたします。

大西会長 趣旨はそんなにずれずに渡ると思います。細部についてはちょっと違うかもしれない。

三番瀬再生推進室 わかりました。

大西会長 以上のようなことで、会長と副会長でまとめまして、皆さんにお見せして確認をして、県に意見として出すということにさせていただきます。

たくさんの意見をいただき、また長時間御審議をいただきまして、ありがとうございます。2番目の議題は以上といたします。

(3) 平成19年度三番瀬再生会議の開催日程(案)について

大西会長 3番目は、資料3、開催日程です。できるだけ手短に残りの議題をお願いいたします。

三番瀬再生推進室 前回、再生会議でも御覧いただいているところですが、19年度は再生会議として定例的な動きとなります。そこで御提案ですが、5月か6月に19回を行いました、18年度事業の実施結果等について報告し、御審議いただく。さらに8月から9月に20年度事業の方向性について御審議いただく。さらに11月から12月に向けて20年度実施計画について御審議いただく。最低限の開催として、皆さんの日程を調整して、この3回分の日程を固めさせていただければと思います。

なお、上記以外にも必要であれば再生会議は随時開くということで提案させていただいております。

具体的な日程は、御了解いただければ事務局のほうでメール等で日程調整は改めて差し上げたいと思っております。

以上でございます。

大西会長 節目で3回開く。これ以外にもし必要があれば随時ということですが、むしろここでの会議よりも、事業の実施、あるいはさまざまな調査とか、調査も事業ですが、あるいは県民運動というところに力点をだんだん移していかないといけないと思いますので、そういう格好にしたいと思っております。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

大西会長 ありがとうございます。

それでは第21回まで3回開く。

(4) 報告事項について

- ・三番瀬再生計画(事業計画)の確定について
- ・三番瀬において調査等を行う場合に必要な手続きについて

大西会長 次が(4)報告事項、お願いします。

三番瀬再生推進室 報告事項の1番目として、三番瀬再生計画(事業計画)の確定ということで、これにつきましては、既に委員の皆様には送付済みですが、またホームページ等にも掲載しておりますが、この2月19日に確定いたしました。3月に素案を諮問して、5回の審議をいただき、昨年11月に答申をいただいて、関係機関との調整を経て2月19日に確定したところです。内容につきましてはお手元に配付しておりますし、委員のところに

は、確定次第、送付させていただいたところでございます。

三番瀬再生推進室 「三番瀬において調査等を行う場合に必要な手続きについて」。資料は、「次第」の資料の7ページ、資料5を御覧ください。

こちらは、第16回(前々回11月21日)に川口委員から、「市民等が三番瀬に立ち入って調査等を行う場合に必要な手続きについてまとめてほしい」という意見がございましたので、このとおりまとめて報告いたします。

立ち入って調査等を行う場合には、各種法令に基づき手続きが必要な場合がございますので、こちらの資料に示している問い合わせ先に連絡をして、確認をしてから調査等を実施していただくようお願いしたいと思います。

大西会長 学術的なり、この三番瀬の再生に資する調査については、ここにも出していただいて結果を報告していただいた例もありますので、もしそういう調査を実施されるという場合には、そういうふうにしていただくと再生会議の議論にも役に立つということです。よろしく願いいたします。

(5) その他

大西会長 「その他」ですが、何かありますか。

自然保護課 「その他」のお知らせということで、資料6を御覧いただきたいと思います。

平成19年度の三番瀬自然環境調査事業については先般報告したところですが、このうち鳥類個体数経年調査業務について、NPOに委託して行うということの案内です。

応募の期間は19年3月19日から3月31日までで、既に開始しております。応募方法、選考方法等については記載のとおりで、千葉県ホームページに掲載しております。募集要綱、応募用紙等はそちらから入手することができますので、よろしくお願いいたします。

大西会長 ありがとうございました。

三番瀬再生推進室長 事務局からもう1点、19年度再生会議の日程調整についてですが、先ほど議題(3)で再生会議の開催日程等については説明しましたが、来年度の再生会議の開催については、後日、委員皆様の日程を伺った上で、会長と相談して日程を決定し、改めてお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

3. 閉 会

大西会長 それでは、また時間が超過してしまいましたが、今日は以上といたします。実施計画に対する意見がまとまったということです。どうもありがとうございました。

以上